



1「桐壺」 詞一近衛信尋

11 源氏物語図画帖 伝土佐光則 一帖

紙本着色 江戸時代(十七世紀)
 総四一・七×三〇・二 各本紙一七・七×八・一×一六・二〜七

『源氏物語』五十四帖の全場面から、それぞれの物語文の一部と、それに対する場面を絵に表した色紙を貼り込んだ画帖である。伝来では、絵は土佐光則(一五八三〜一六三八)によるとし、詞を近衛信尋(一五九九〜一六四九)ら五十四人の親王や公家衆が認めている。土佐派が得意とした、美しい色彩と細かな描写による愛らしい細密画は、詞色紙の料紙装飾と共に、当時の上層階級の人々の美意識をよく反映している。

土佐派の「源氏物語図画帖」は、光吉(一五三九〜一六一三)筆、あるいは光則筆のもの、さらに光起筆が作例として遺るが、本画帖の描写をそれらと比べると、人物の顔形がやや面長であること、画面の背景描写が少なく、やわらかな金雲を多く用いている点などから、光則筆というよりは、次の光起(一六一七〜九二)辺りのものではないかと考えられる。各構図は、光起筆と知られる同様のものに比べて伝統的なものが多く、本作品の絵の筆写を光起と考えれば、その早い時期の作品となる。色紙裏面が確認できる一枚の色紙には、「団扇形に土佐」の朱印が捺されており、この印は『日本書家辞典』(昭和二年)などに、光起の印として紹介されている。ただ、現在までにこの印をもつ光起の作品を確認していないため、ここでは伝来のまま、光則の作品として紹介した。

また詞書―物語文の一部を認めている人物については、伝来調書の中に五十四帖総てに対して、五十四人の人物名が記されている。しかしながら、例えば第二の「帚木」の筆者を智仁親王と調書は記しているが、その文字はむしろ智忠親王の特徴を示す。また、その色紙裏を赤外線確認する限り、名の記載は八条宮のみであり、この色紙裏の名の記載は本人ではないことも窺われ、詞書筆者も調書の伝来通りではないようである。要するに、ただ、詞書筆者の中では最初の「桐壺」を認めている近衛信尋、あるいは第七「紅葉賀」の中院通村(一五八七〜一六五三)らが時期的に早く、後半には第四十一「幻」に信尋の嗣子尚嗣(一六二二〜一五三)が登場する点などの詞書筆者の生没年を画家とも考え合わせ、やはり光起の早い時期の作品、一六三〇年代〜四〇年代のものと推察しているが、その詳細は改めて別の機会に再度検討し、紹介することとした。



4「夕顔」



同上部分



17「総合」



5「若紫」



25「蛩」



15「蓬生」



45「橋姫」



32「梅枝」



51「浮舟」



37「横笛」

- ・各展覧会図録中，作品名や作者，制作年などの表記は，図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し，本ファイルを改変，再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は，書籍と同様に出版を明記してください。また，図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は，宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお，図版を営利目的の販売品や広告，また個人的な目的等で使用することはできません。

江戸の美意識 — 絵画意匠の伝統と展開

三の丸尚蔵館展覧会図録 No. 28

編集 宮内庁三の丸尚蔵館

制作 株式会社 東京美術

翻訳 横溝廣子

発行 宮内庁

平成十四年三月二十六日発行

©2002. Museum of the Imperial Collections